



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.211 2020年01月22日

マレーシア: 新商標法施行

マレーシアにおいて、2019 年 12 月 27 日に新商標法及び新規則が施行されました。 新商標法及び新規則における主な改正点は以下の通りです。

# ●マドリッド・プロトコルへの加盟

マレーシアの加盟でマドプロの加盟国は 122 ヶ国となりました。

### ●多区分制度の導入

1出願で複数の商品・役務の分類を指定できます。

# ●非伝統商標の登録

色彩、音響、匂い、ホログラム、位置、商品の形状等を商標として登録できます。

### ●シリーズ(連続)商標

追加の公費を支払うことで6商標までのシリーズ商標が認められました。

#### ●出願日

商標がローマ字、マレー語又は英語でない語を含む場合は英語の翻訳及び音訳を提出 しなければ出願日は付与されません。

### ●商標の英語翻訳及び音訳

登録官に要求されない限り、商標の英語翻訳・音訳は証明されたものでなくても提出できます。

### ●優先日

優先権を主張した場合でも出願日が登録日となり、優先日は単に優先権を決めるものです。

### ●商標の所有宣言書

所有宣言書の提出は不要になりました。

### ●登録証

登録官は登録の通知書を発行しますが、費用を支払わなければ登録証は発行されません。

#### ●分割及び統合

出願又は登録の分割及び統合が可能になりました。

#### ●更新登録

商標登録の満了後6ヶ月以内に追加費用を支払うことで登録の更新ができます。

# ●団体商標

団体商標の出願ができるようになりました。

### ●商標ライセンス

商標の登録使用者の制度はライセンス制度に置き換えられました。

# ●登録後の除斥期間

登録後の除斥期間は7年から5年に変更されました。

### ●防護商標

防護商標の規定は削除されました。

# ●連合商標

連合商標の規定は削除されました。

(出典: Donaldson & Burkinshaw.)





# 有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号 ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.212 2020年 02月 19日

# 台湾特許・実用新案・意匠・商標 2019 年 1~12 月の出願件数統計

1. 2019 年出願件数(前年比含む)

### ■発明特許

	2019 年	2018 年	前年比
国内出願人	18,984	18,365	+3.37%
外国出願人	29,284	29,064	+0.76%
合計	48,268	47,429	+1.77%

### ■実用新案

	2019 年	2018 年	前年比
国内出願人	16,412	16,661	-1.49%
外国出願人	1,168	1,249	-6.49%
合計	17,580	17,910	-1.84%

### ■意匠

—: <u>-</u> :-			
	2019 年	2018 年	前年比
国内出願人	4,208	4,252	-1.03%
外国出願人	4,596	3,830	+20.00%
合計	8,804	8,082	+8.93%

#### ■商標

	2019 年	2018 年	前年比
国内出願人	61,928	59,840	+3.49%
外国出願人	24,866	24,976	-0.44%
合計	86,794	84,816	+2.33%

2. 2019 年出願件数(出願人の国籍別 台湾以外の上位 5ヶ国)

### ■発明特許・実用新案・意匠

	日本	米国	中国	韓国	香港※
2019 年	14,598	7,437	3,698	1,814	1,282
2018 年	12,871	6,393	2,595	1,766	1,160
前年比	+13.42%	+16.33%	+42.50%	+2.72%	+10.52%

注:香港は 2018 年度のドイツにかわって 2019 年度の 5 位になりました。

#### ■商標

	中国	日本	米国	韓国	香港	
2019 年	6,108	4,748	3,621	1,668	1,617	
2018 年	5,770	4,728	4,187	1,440	1,649	
前年比	+5.86%	+0.42%	-13.52%	+15.83%	-1.94%	

(出典:台湾智慧財産局年報)